

令和元年度地域少子化対策重点推進事業実施計画書（市町村分）個票

市町村名 和歌山市  
 本事業の担当部局名 福祉局こども未来部子育て支援課

事業メニュー	結婚新生活支援		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	3-(1)(2) 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援		
個別事業名	和歌山市ハッピーウエディング事業	新規／継続 (一般財源での 実施も含む)	継続
実施期間	平成31年 4月 1日 ~ 令和2年 3月31日		
所要見込額 ※ (注) 1	6,200 千円	補助率: 1/2	(交付金所要額: 3,100 千円)
各区分における取組の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注) 2	本市では、平成27年10月に「和歌山市まち・ひと・しごと創成総合戦略」を策定し、人口減少に歯止めをかけ、将来に向かって活力ある和歌山市を維持できるよう取り組んでいる。その中の基本目標の1つとして「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」ことを掲げ、結婚希望の実現を図ることに取り組んでいる。本事業は、この項目に位置づけられる。		
個別事業の内容	(個別事業の内容) ※(注) 3 国費を活用した事業開始年度：平成28年度 1 住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援 ○和歌山市ハッピーウエディング事業 新規に婚姻した世帯（夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下かつ世帯所得が340万円未満の世帯に限る。）の婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用に対する支援を行う。 2 引越費用に係る支援 ○和歌山市ハッピーウエディング事業（再掲） 新規に婚姻した世帯（夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下かつ世帯所得が340万円未満の世帯に限る。）の婚姻に伴う引越費用に対する支援を行う。 【当初見込】 5,400千円（交付金所要額 2,700千円） 【変更後見込】 6,200千円（交付金所要額 3,100千円） (積算根拠・変更理由) 当初、所要額を平成30年度実績より、賃貸借に係る費用についての申請額の平均値≒184,000円をもって、184,000円×30件≒5,400千円と見込んでいたが、見込よりも申請が多く、今年度4月から1月末において、申請が30件あり申請額も5,200千円となる。 平成31年度のこれまでの実績より、月平均3件の申請があり、申請額平均が約173,000円になる。また現段階で本事業の対象となる可能性が高い問合せが6件程度あり、その大半が令和元年12月までに婚姻している夫婦である。この2点より2月～3月の申請が6件の見込まれ、173,000円（申請平均額）×6件≒1,000千円が必要である。しかし予算残額が200千円であるためため、800千円を増額分とする。  ※和歌山市独自要件 ・「婚姻を機に新たに物件を賃借する際に要した費用」のうち、賃料及び共益費について上限1か月分に限定する。 ※広報の方法 ・昨年度に引き続き、市報・市のHPで周知するとともに、本市関係課へチラシを設置するなどさらなる周知を進める。		
	・個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注) 4	・支給世帯実績／支給見込数の割合:100パーセント ・補助金支給額／所要見込額:100パーセント ・「和歌山市ハッピーウエディング事業」(結婚新生活支援事業)に関するアンケート(補助金申請時)における地域に支援されていると感じる割合:100パーセント ・「和歌山市ハッピーウエディング事業」(結婚新生活支援事業)に関するアンケート(婚姻届提出時)における本事業の認知度:70%以上  <参考指標> 和歌山市まち・ひと・しごと創成総合戦略より、 ・合計特殊出生率1.43(平成25年)→1.7(平成31年) ・婚姻数:1,994件(平成25年)→2,100件(平成31年)	

・都道府県との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)5	県HPで広報を行う
・民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)6	
・男女共同参画部局など関係部局等との連携・配慮事項 ※(注)7	※優良事例の横展開支援事業を実施する場合、記載してください。 (関係部局等)  (配慮すること)
・委託契約の有無及び契約方式 ※(注)8	※優良事例の横展開支援事業を実施する場合、記載してください。 □有(以下の①～③から該当するものを選択してください) □無
	□①企画提案方式(プロポーザル方式、コンペ方式等) □②競争入札方式 □③随意契約[事業の内容: ] (①を除く) [随契の理由: ]
・システム等導入に係る管財部局の確認 ※(注)9	※優良事例の横展開支援事業を実施する場合、記載してください。 該当する取組の有無: □有(取組名: ) □無 □有の場合の担当部局:

(注)

- 1 「所要見込額」には、本交付金の対象経費支出予定額を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。併せて、「交付金所要額」には「所要見込額」に補助率を乗じた額(千円未満切り捨て)を記入すること。
- 2 「各区分における取組の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、区分(①結婚に対する取組、②結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組、③結婚新生活支援事業)ごとに、既存事業や他省庁補助金等事業なども含め、全体としてどのような取組を行うか、その中で、本個別事業がどのような位置付けにあるのか、どのように他事業との取組連携しているのかを記載すること。
- 3 「個別事業の内容」には、個別事業の具体的内容を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。  
※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。
- 4 「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、本個別事業の各区分における取組全体像における位置付けを踏まえ、どのような考え方のもとどのくらいの効果が見込めるのか、それを測るためにどのようなKPI及び定量的成果目標を決定したか、達成予定時期を含め記載すること。また、各市町村は、個別事業ごとに効果検証を実施し、都道府県にその詳細な結果を都道府県が別に定める日までに報告すること。  
※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。  
(過去に設定したKPIも別紙に記載すること。)
- 5 「都道府県との連携・役割分担の考え方及び具体的方策」には、本個別事業を都道府県と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 6 「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。
- 7 「男女共同参画部局など関係部局等との連携・配慮事項」には、特定の価値観の押し付けとならないようにする観点から、計画策定に当たり連携した関係部局等及び事業の実施に当たり連携する関係部局等並びに事業の実施に当たり配慮することを具体的に記載すること(優良事例の横展開支援事業を実施する場合)。
- 8 「委託契約の有無及び契約方式」には、取組中の委託契約の有無及び有の場合には予定している契約方式を記載すること。また、競争性のない随意契約による契約を予定している場合は、事業の内容及び随意契約とする理由を記載すること(優良事例の横展開支援事業を実施する場合)。
- 9 「システム等導入に係る管財部局の確認」には、マッチングシステム、アプリの構築等のシステムに関する取組の有無及び有の場合には、事業の内容及び確認を行った部局名を記載すること(優良事例の横展開支援事業を実施する場合)。